

判決書教材を活用した安全教育についての事例研究 —相手へのいたずらや嫌がらせ的な事故を防ぐ—

新福 悦郎¹・蜂須賀 洋一²・小松 隆³

A Case Study about the Safety Training for which judgment paper teaching materials were utilized —which Prevent the Accident like a trick and a pinprick to a partner—

etsuro SHINPUKU, Yoichi HACHISUGA, Takashi KOMATSU

*Department of Human Education, Faculty of Human Studies, Ishinomaki Senshu University,
Miyagi 986-8580, Japan*

1. はじめに

本研究は、安全教育における安全学習に焦点化し、児童生徒等が安全確保のために必要な基礎的素養や安心安全な社会を形成する資質能力を育成するために、事例としての判決書を活用した安全学習の理論化と教材・プログラム・授業の開発を目標とする。

本研究では、判決書教材を活用した授業が、安全教育としての学習内容、方法としてどのような可能性や課題を内包するかを明らかにすることを目的とする。

本事例では、児童生徒等の加害行為による事故に関する判決書教材である「冗談のつもりで友達に強要した結果」（東京高裁 2018 年 3 月 28 日判決）を活用した授業実践を取り上げる。この教材に現れる行為は「ひさしから下への飛び降りを強要する行為」である。

本事例の研究は、「加害行為」に注目したものである。判決書教材を開発作成し、「ひさしから下への飛び降りの強要」という「相手へいたずらや嫌がらせ的な事故を防ぐ」ための安全教育の授業実践例である。

文部科学省は、2008 年の学習指導要領総則において、「安全に関する指導」を初めて明記した。同年、法制化された学校保健安全法 27 条では、「…学校生活その他の日常生活における安全に関する

指導」が規定された。2010 年には「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」を文科省は現場に示し、その中では「自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成する」こととした。2019 年にはそれを改訂し、「学校における安全教育の充実」がさらに強調され、児童生徒向けの安全教育の充実の重要性が示されている。

ところが、安全教育においては、児童生徒等の安全を脅かすものとして学校保健安全法が第 26 条に規定する「事故、加害行為、災害等」の中の「加害行為」に関連した学習内容や学習方法の研究の蓄積はまだ不十分である。

2. 先行研究

本研究では、児童生徒等の安全を脅かすものの一つである「加害行為による事故」に注目する。「加害行為による事故」は、いじめ防止の授業はもちろんのこと、学校生活内における学校事故を防止する授業も含まれる。

蜂須賀（2019）は、自然災害や加害行為、学校事故などに注目し、裁判事例を教材開発することで安全教育の危険予測・回避能力の育成を目指す研究を行ってきた。「加害行為」については、「不注意による事故を防ぐ」「相手へのいたずらや嫌がらせ的な事故を防ぐ」「暴力行為による事故を

¹石巻専修大学人間学部人間教育学科

²上越教育大学大学院現代教育課題研究コース

³東松島市立矢本第二中学校

判決書教材を活用した安全教育についての事例研究
―相手へのいたずらや嫌がらせ的な事故を防ぐ―

防ぐ」「いじめを防ぐ」の4つに分類し、判決書教材を開発作成し、整理した¹。

その中の「いじめを防ぐ」判決書教材の開発と授業実践、および授業后感想文記述を分類分析し、学習内容の要素抽出については、新福（2018）がすでに研究を進めてきた²。

ところが、加害行為による事故に関する判決書教材を活用した授業について、その学習内容の要素を抽出し、安全教育との関連から分析する研究は今後の課題となっている。

3. 安全学習に活用できる判決書教材一覧

本研究では、表1表2のように安全学習に活用できる判決書教材を開発作成してきた。その分類

と整理については、蜂須賀洋一が作成し、新福は「自然災害による事故被害を防ぐ」「いじめを防ぐ」の判決書一覧と教材を中心に作成した。蜂須賀はそれ以外の分類における判決書の一覧と教材を作成した（蜂須賀・新福2018）。

本事例は、表2の「相手へのいたずらや嫌がらせ的な事故を防ぐ」という分類の「11 冗談のつもりで友達に強要した結果」という行為をテーマにしている。本分類の中の「9 授業中友達への嫌がらせ行為の結果」については、すでに授業実践とその感想文分析を論じた（新福・蜂須賀2020）。その結果、授業には学習内容の要素として大きく4つがあり、「A 事故となることの理解とそれまでの経験」、「B 事故の理解と鉛筆の使い方」に注意

表1 事故や災害で被害となった判決書教材一覧

	No.	題材名	教材に現れる被害	判決年月日及び裁判所	出典
自分の身を守るために ―先生のミスと自分のミスで事故は起きる―	1	校外学習での事故を防ぐために	教師指示に反して、複数で岩場へ赴き、滑り落ちる。	昭和61年12月25日 浦和地裁	判例時報1252号87頁
	2	冒険心や仲間意識で危険な場所で遊んだ結果	危険な場所である校舎の屋上で遊び、転落する。	昭和52年6月22日 広島地裁	判例時報873号79頁
	3	身を守るための道具を着用しなかった結果	ソフトボールで防護マスクを着用せずボールが眼に当たる。	平成4年4月22日 浦和地裁	判例時報1449号123頁
	4	安全のルールと決まった手順を守らなかった結果	野球部の練習で、手順や準備を怠りボールが眼に当たる。	平成25年9月6日 横浜地裁	裁判所判例情報ウェブサイト掲載
自分の身を守るために ―先生のミスで事故は起きる―	5	熱中症から命を守るために一部活動でのハードな練習	夏休み中の30分間走・40mダッシュなどハードな練習の中、熱中症で倒れる。	平成19年9月26日 名古屋地裁第一宮支部	判例時報1997号98頁
	6	プールは危険：いつおぼれるかわからない	大勢の人数の中、泳ぎの練習中におぼれる	平成18年7月27日 福岡高裁	裁判所判例情報ウェブサイト掲載
	7	体育の授業では自分に合った技に挑戦	体育の苦手な子が高度な技に挑戦して傷害を負う。	平成元年1月23日 鹿児島地裁	判例タイムズ693号169頁
	8	教室には危険がいっぱい―足下に気を付けて―	ガスストーブのゴムホースに足を取られて熱傷を負う。	平成6年4月18日 京都地裁	判例時報1549号90頁
	9	理科の実験中、指導する先生がいなくなったら	実験中教師が、教室を離れたときに火傷を負う。	平成2年11月9日 熊本地裁	判例時報1377号113頁
	10	アレルギーショックから命を守るために	アレルギーが出て、一人で下校中に喘息発作で死亡する。	平成4年3月30日 札幌地裁	判例時報1433号124頁
自然災害による事故被害を防ぐ	11	地震津波災害の時に引き渡しはどうすべきか。	地震で責任者ではない人に引き渡し、津波被害に遭う。	平成29年4月27日 仙台高裁	判例地方自治431号43頁
	12	大きな地震が起こったとき、自分の身を守るためにどうすればよいか。	地震後、避難場所や時刻の判断を誤り、津波の被害で死亡する。	平成30年4月26日 仙台高裁	裁判所判例情報ウェブサイト掲載
	13	なぜ5人の命は失われたのか。その原因と責任について教訓を学ぶ。	地震後に幼稚園の送迎バスで、避難経路を誤り、津波被害で死亡する。	平成25年9月17日 仙台地裁	裁判所判例情報ウェブサイト掲載
	14	落雷から命を守るために	サッカー大会の試合中落雷に遭い、重度の障害を負う。	平成20年9月17日 高松高裁	判例タイムズ1280号72頁

表2 児童生徒の加害行為が原因の事故に関する判決書教材一覧

	No.	題材名	教材に現れる行為	判決年月日及び裁判所	出典
不注意による事故を防ぐ	1	自転車に乗る人の責任ってどんなこと	交差点で前方注視をせず、歩行者にぶつかる行為	平成5年12月7日 大阪地裁	交通事故民事裁判例集 26巻6号 1490頁
			歩道上を自転車で通行中、人を転倒させる行為	平成7年12月19日 東京地裁	交通事故民事裁判例集 28巻6号 1773頁
			携帯電話の操作に夢中になっていた人にぶつかる行為	平成26年1月15日 福岡地裁	裁判所判例情報 ウェブサイト掲載
	2	あつかい方によって危険な学習用具	はさみを持って歩き回り人の目に当てる行為	平成5年3月4日 宇都宮地裁	判例時報 1469号 130頁
	3	友達に頼まれて危険な物を投げ返したら	友達に頼まれて危険な物を投げ返す行為	昭和58年12月12日 東京地裁	判例時報 1128号 71頁
	4	廊下で追いかけてこの末に	ろうかで追いかけてこをして急にドアを閉める行為	昭和40年9月9日 東京地裁	判例時報 429号 26頁
相手へのいたずらや嫌がらせ的な事故を防ぐ	5	危険な道具を使って遊んでいた	鉄パイプ野球ですっぽ抜けて人に当たる行為	昭和63年12月19日 千葉地裁	判例タイムズ 693号 175頁
	6	子どもにもあるまわりに注意して行動する義務	駅の階段で走って人にぶつかる行為	平成4年5月29日 東京地裁	判例時報 1446号 92頁
			キャッチボールをして、まわりの人にぶつける行為	平成17年2月17日 仙台地裁	判例時報 1897号 52頁
			休み時間の遊びの中体育館（狭い空間）で人にぶつかる行為	平成15年11月4日 甲府地裁	判例タイムズ 1162号 238頁
	7	たった1回後頭部を殴っただけで	ふざけ半分で後ろから友達の後頭部を殴る行為	昭和60年5月31日 東京地裁	判例タイムズ 577号 60頁
	8	友達の身体へのふざけ行為の結果	ふざけて友達の腕を振り回し、転倒させる行為	平成60年2月25日 長野地裁 昭和61年11月25日 東京高裁	判例タイムズ 554号 262頁 判例地方自治 47号 38頁
暴力行為による事故を防ぐ	9	授業中友達への嫌がらせ行為の結果	隣の人と物の取り合い中鉛筆を振り上げる行為	平成24年11月16日 千葉地裁	裁判所判例情報 ウェブサイト掲載
	10	授業中の友達へのちょっかいを出した結果	友達に鉛筆でちょっかいを出し目を突く行為	昭和51年9月30日 神戸地裁	判例時報 856号 73頁
	11	冗談のつもりで友達に強要した結果	ひさしから下への飛び降りを強要する行為	平成30年3月28日 東京高裁	D1-Law.com 判例体系
	12	ネットの中のトラブルを防ぐために	ネットで人をばかにする行為	平成20年5月23日 大阪地裁	裁判所判例情報 ウェブサイト掲載
いじめを防ぐ	13	悪口を言われ仕返しをした結果	悪口の仕返しに、何気なく足をかけて転倒させる行為	平成5年7月20日 東京地裁	判例タイムズ 835号 223頁
	14	攻撃的な嫌がらせ行為の結果	ほうきで相手を殴ったり投げたりする行為	平成20年7月31日 仙台地裁	判例時報 2028号 90頁
	15	売られたけんかで相手殴った結果	先に決闘しようといわれ、相手を殴り返す行為	昭和50年3月3日 大阪地裁	判例時報 781号 93頁
	16	友達とのじゃれあいでエスカレートした結果	プロレスごっこで延長から本気で相手を殴る行為	平成6年4月28日 大分地裁	判例地方自治 127号 52頁
いじめを防ぐ	17	無視・仲間はずれ・村八分を続けた結果	無視・仲間はずれの積み重ねによる心理的いじめ行為	平成6年5月20日 東京高裁	判例時報 1495号 42頁 判例タイムズ 847号 69頁
	18	穏やかな言葉環境の大切さ	「キモイ」という悪口が暴行や脅迫を含む深刻ないじめへ	平成17年2月22日 京都地裁	判例時報 1915号 122頁
	19	暴行・恐喝のいじめを防	暴行・傷害・恐喝などの身体的	平成2年12月26日	判例時報 1372号 27

判決書教材を活用した安全教育についての事例研究
―相手へのいたずらや嫌がらせ的な事故を防ぐ―

	止・抑止する。	いじめ行為	福島地裁いわき支部	頁、判例タイムズ 746 号 116 頁
20	給食時の仲間はずれと悪口が続くと…	悪口・なかまはずれのいじめ行為	平成 26 年 3 月 14 日 前橋地裁	裁判所判例情報
21	物理的いじめの防止・抑止を目指す	机への落書き、教科書隠し、チョークの粉つけなどの物理的いじめ行為	平成 13 年 1 月 15 日 横浜地裁 平成 14 年 1 月 31 日 東京高裁	判例時報 1773 号 3 頁、判例タイムズ 1084 号 103 頁
22	いじめとふざけの違いってどんなこと	共同不法行為といじめの集積行為	平成 13 年 1 月 24 日 千葉地裁 平成 13 年 12 月 20 日 東京高裁	判例地方自治 216 号 62 頁
23	性的嫌がらせによる精神的後遺障害を防ぐ	同じ寮内での部活動先輩による性的嫌がらせ行為	平成 18 年 7 月 10 日 神戸地裁姫路支部	判例タイムズ 1257 号 209 頁
24	特別支援を必要とする子へのいじめを防ぐ	情緒障がい、知的障がいのある生徒に対してのいじめ行為	平成 9 年 4 月 23 日 大阪地裁	判例時報 1630 号 84 頁
25	いじめによる精神的被害の深刻さを学ぶ	文房具の破壊行為や暴行、恐喝、悪口によって統合失調症という精神的被害	平成 19 年 5 月 24 日 広島地裁	裁判所判例情報 ウェブサイト掲載

する決意」、「C 自分の行動の振り返りと今後の行動の決意」、「D 先生や親の注意指導を守って行動し、危ない行為を注意していく決意」を児童は習得していることが分かった。そしてそれらは、本研究が期待する安全教育の資質能力と大きく関連していることが分かった。

蜂須賀が開発整理した「加害行為による事故としての判決書教材」はいくつかの事例がある。それらを授業実践し、分析することを繰り返すことを通して、判決書教材を活用した授業実践が安全教育の学習内容や方法として可能性があり、貢献できるかについて事例分析を重ね検討していくことは課題となってきた。

本事例については、判決書教材と授業プログラムを新福が開発した。授業計画と実践については小松隆が行い、感想文分析については新福が行った。なお、生徒の感想文記述については、プライバシーと個人情報保護の観点から配慮している。

4. 本研究が育てたいと考える安全教育の資質・能力

本研究では、政府および学会等が示す「安全教育の資質・能力」について、分類分析した（新福・蜂須賀 2020）。その結果、大まかな共通点が見られることがわかった。一つは、「資質・能力」を大きく「知識」と「思考力・判断力」、そして「行動力」と分類していることである。二つ目は、学校

災害を時間軸で分け、「災害前」と「災害全般」、そして「災害後」に分類している。三つ目は、「危険認識・回避能力の育成」が重要な柱になっていることであった。

本研究では上記の共通点をもとにして、「ア災害発生以前における危険認識・回避能力の育成、イ災害事例を通して災害全体の原因と責任等の認識力を深め、災害を防止する能力の育成、ウ加害行為による争いを平和的に解決する思考力判断力の能力育成、エ自らの安全および周囲の人の安全を守ろうとする意識および姿勢態度能力の育成」に分類し、アについては、災害発生以前に焦点化し、災害が起こる前の危険認識および回避能力の育成を示した。イについては、災害全体を対象として、その災害の原因と責任についての認識と一般的な災害防止のための能力育成を示した。ウについては、学校安全における学校事故やいじめなどの加害行為によっておこる争いをいかに平和的に解決するかという観点からの思考力判断力育成を示す。エについては、自らの安全および周囲の人の安全を守ろうとする意識姿勢態度などの行動力に關係する能力の育成を示した。

5. 研究の実際

5-1 調査対象者

対象は、「東京高裁（平成 30 年 3 月 28 日判決）」を活用した小松隆による授業実践である。

(2019年10月2日, M県H市立Y中学校2年生, 29名)。

小松隆は本授業実践を「いじめ事案」として授業化、特別な教科道徳の時間で実践した。

5-2 開発活用した判決書教材

【表3】：判決書教材例「ひさしから下への飛び降りを強要した結果」

11 冗談のつもりで友達に強要した結果
東京高裁 (平成 30 年 3 月 28 日判決)

(1) C 及び A、B らは同じ 2 年 5 組になった。
中学校では、1 学期開始前後の時期に、A を含む男子テニス部員数名が、放課後、校舎 2 階の 2 年 3 組の外のひさし部分に出て、度胸試しと称して、そこから飛び降りて遊ぶことがあった。
もっとも、K は教室の窓から出てひさし部分に乗ったものの、そこから飛び降りるのが怖かったため、雨樋を伝って降りるにとどまり、実際に 2 階のひさしから地面に飛び降りることはなかった。
なお、ひさしの真下には 1 階のコンクリート製のベランダとなっており、ひさしからコンクリート部分までの高さは約 2m90 cm であった。

(2) B は、4 月 11 日頃、A を含む男子テニス部員がひさしから飛び降りた話を聞き、A から言われて、同じように 2 年 3 組の教室の外のひさしから地面に飛び降りた。C はその際、B が飛び降りるのを見ていた。

(3) 翌日の授業で、C の前の席に A が、その左隣に B が座った。
B が、C に対し、「本当にできるの。」「できなかったらどうするの。」などと尋ねると、C は「何でもする。」などと答えた。B は、C に対し、2 階のひさしから飛べるか聞いたところ、C が「余裕で飛べる。」などと答えたため、「飛べなかったら 3000 円。」などと、ひさしから飛び降りなかった場合は金銭を支払うように述べた。

(4) A は、B から、C がひさしから飛べると言ったことを聞き、同月 13 日の休憩時間中、C に対し、「お前、本当に飛ぶって言ったの。」「本当に飛べんの。」などと聞くと、C が「全然余裕で飛べるよ。」などと答えたことから、「じゃ、飛んでみろよ。」などと言った。

(5) しかし、C がひさしから飛び降りなかったことから、A 及び B は、同月 16 日の 3 時間目後の休憩時間中、C に対し、「いつ飛ぶんだよ。本当に飛べるの。」などと言ってひさしから飛び降りよう求めた。その際、B は、C に対し、ひさしから飛び降りなかった場合は 1 日につき 3000 円を支払うように述べた。
また、A は、同日頃の放課後の部活動中、それまで C が「(ひさしから) 飛べる。」などと言っておきながら、一向にひさしから飛び降りようとしなかったため、C に対し、「いつ飛ぶの。」「じゃ、今飛べる。」などと言って、ひさしから飛び降りさせようとして、C を 2 年 5 組の教室に連れて行こうとしたが、その途中で、中学 3 年生の先輩に声をかけられ、話している間に、C は部活動に戻ってしまった。

(6) A 及び B は、17 日の 2 時間目後の休憩時間中、C に対し、「早く飛べよ。」などと言ってひさしから飛び降りよう求め、B は、「飛び降りなかったら 1 万 5000 円」などと金銭を支払うように述べ、その後、K も加わり、「俺も入れて。俺は 1000 円。」などと述べた。
B は C に対し、給食の時間、「早くお金くれ、くれなかったら飛び降りろ。」と言い、飛び降りようとしなかった C の肩

を小突いたため、C は、担任の T 教諭に対し、B に叩かれたなどと訴えたが、B らにひさしから飛び降りるように言われていることは告げなかった。

(7) B 及び J は、18 日の 1 時間目の体育の授業中、C が前に座っていたところ、C が飛び降りなかったら 1 日毎に 3000 円がもらえるとの話をし、前に座っていた C の背中をシャープペンシルの芯でつつき、体育の担当教諭に注意された。

B は、1 時間目後の休憩時間中、C に対し、「早く金をくれ。」「Wii とか自転車売ってでも金をくれ。」などと述べ、J も加わり、「飛ばなかったら 3000 円。」などと述べ、C の肩を小突いた。

B は、2 時間目後の休憩時間中、C に対し、飛び降りなかった場合は B 及び A の両方に金銭を支払うように述べた。

A は、3 時間目後の休憩時間中、C に対し、「いつ飛ぶんだよ。」「飛べよ。」などと述べ、B も、C に対し、ひさしから飛び降りるように求めた、K もこれに加わり、「飛べるって言ったのに飛べないなら、お金払えよ。」などと述べたものの、その後、廊下にいた友人に呼ばれ、C のそばを離れた。

C は、「先生がいなかったら飛ぶよ。」「でも、先生にばれたら怒られるから。」などと述べ、A が、教室の窓から顔を出して 1 階を見ると、教師がいたためいったん教師が去るのを待ち、改めて 1 階に教師がいるかどうかを見て、いないことを確認し、さらに念のため、1 階の渡り廊下を通りかかった友人に教師がいるかどうかを尋ねたところ、いないとの返事が得られたため、その旨を C に伝えた。

C は、同日 11 時 55 分頃、2 年 5 組の教室の窓から出てひさしに乗って、上履きのまま 1 階のコンクリート部分に飛び降りたところ、着地後その場で体をひねらせて転倒し、受傷した。

(8) C は、同日午後 0 時頃、仰向けに倒れているのを教師に発見されて保健室に運ばれ、Y 市立病院に救急搬送され、打撲との診断を受けて帰宅した。しかし、その夜、激しい背中の痛みに襲われるなどしたため、同月 19 日及び同月 21 日、AA 病院を受診したところ、圧迫骨折の疑いがあるため、他の病院で MRI 検査を受けることを勧められた。

C は、同月 22 日、AC 総合病院で MRI 検査を受け、AA 病院を再度受診したところ、外傷の診断を受け、同日から同年 5 月 9 日までの間、同病院に入院し、その後も 11 月 20 日までの間、リハビリ等のため、同病院及び Z 整形外科に継続的に通院した。

また、C は、本件事故後、フラッシュバックに襲われるなどしたため、5 月 21 日から 6 月 12 日までの間、ab 病院心療科に通院し、また、5 月 29 日から翌年 11 月頃までの間、月に約 1 回の頻度で、AD クリニックに通院した。7 月 17 日、同クリニックにおいて、外傷後ストレス障害との診断を受けた。

(9) C は、11 月から中学校に再び登校するようになり、当初は、コルセットを巻いていても、腰背部痛により 1、2 時間目までで早退していたが、平成 25 年 1 月からは 5、6 時間目まで通えるようになり、同年 4 月からはコルセットなしで通学できるようになった。

【裁判所の判断】

(1) 約 2m90 cm の高さがある 2 階の外のひさしから 1 階のコンクリート製のベランダに飛び降りる行為は、着地の際、極めて強い衝撃を全身に受けるものである。生育途上にある中学校 2 年生が安全に着地することができるとは到底いこうとはできず、非常に危険な行為である。そのことは、中学 2 年生であれば、容易に理解できる (なお、C 以外の生徒がそれまでひさしから飛び降りたもののそれによって受傷した者がいなかったからといって、飛び降りが危険ではないなどとは到底いえない)。

(2) C が、約 1 週間にわたり、何度も飛び降りるように求められながら、事故に至るまで飛び降りていなかったことからすると、C は、当初、思わず迎合(げいごう)して飛べるとは

判決書教材を活用した安全教育についての事例研究
—相手へのいたずらや嫌がらせ的な事故を防ぐ—

言ったものの、本心では飛びたくはなく、その後は引っ込みがつかなくなり追及(ついきゅう)をかわす目的で飛べると言っていたにすぎなかった。

(3) それにもかかわらず、断続的にひさしから飛び降りるよう要求し、さらに、「飛ばなかったら3000円。」「Wiiとか自転車売ってでも金をくれ。」などと、飛び降りなかった場合には金銭を支払うように繰り返し述べ、肩を小突くといった暴力を加えた結果、Cは、飛び降りざるを得ない状況に陥り、事故に至ったのであるから、A、Bは、Cに対し、飛び降りを強要した。そして、Kは、事故直前、2年5組の教室において、Cに対し、飛び降りることを要求しているのであって、危険性の大きい場所での飛び降りを認容した。

(4) また、Jについても、A、Bが、Cに対し、飛び降りるか、金銭を支払うかを求めるやり取りを聞き、飛び降りなかったら一日毎に3000円がもらえるとの話をし、Cの背中をシャープペンシルの芯でつついた上、金銭の支払を要求するともに肩を小突いた。飛び降りを強要したといわざるを得ない。

(5) そして、Kについても、「俺も入れて。俺は1000円。」などと述べ、「飛べたって言ったのに飛べないなら、お金払えよ。」などと述べた。十分な圧力となり、ベランダに飛び降りざるを得ない状況に陥り、本件事故に至ったのであるから、Kも飛び降りを強要したといわざるを得ない。少年らは、いずれも、当時、中学2年生(13歳)であったのであるから、自己の行為の責任を認識する能力を有していたことは明らかである。

A、B、J、Kは、Cに対して、2年3組の教室よりもより危険性の大きい2年5組の教室内から飛び降りることを要求しているのであって、危険性の大きい場所での飛び降りを認容したといわざるを得ず、未必(みひつ)の故意(こい)を否定する事情とはならないというべきである。Cに対する教室の外のひさしからの飛び降りを強要することに関し、A、B、J、K間の共謀が認められる。共同の不法行為によって他人に損害を加えたときに該当するものとして、共同不法行為が成立し、Cが事故によって受けた損害について連帯して賠償する責任を負う。

*未必の故意=行為者が、罪となる事実の発生を積極的に意図したり希望したりしたわけではないまま、その行為からその事実が起こるかも知れないと思いつながら、そうなくても仕方がないと、あえてその危険をおかして行為する心理状態。

5-3 参考とする授業実践の内容

使用した資料は、2012年に埼玉県公立中学校で起きた2階のひさしから下への飛び降りを強要する行為に関する裁判の判決書である。この判決書を読むと、複数生徒による共同不法行為と被害生徒への被害の集積が裁判所の判断の中にあったこと、また文部科学省のいじめの定義に照らし合わせると、いじめとして認定できると考え、いじめ事案として授業化した。

当時中学2年生だったCは、複数の同級生から強要されて校舎の2階から飛び降り腰の骨などを折る大けがをする。また同級生1人に「おれが飛び降りたら、お前も飛び降りろ」「飛び降りないなら金を持ってこい」と言われていたことが後の調査で判明し、別の同級生には1,000円～3,000円の金銭を要求されていたという内容である。最初は冗談半分で言っていたことが、最終的には金銭強要、さらには2階から飛び降りてしまうという痛ましい結果となってしまう、資料を通して、Cが飛び降りるまでの葛藤の日々が伝わってくる。

判決書を用いて授業を行うことは、生徒にインパクトを与え、身近に起きている事例である分、危機感を覚える。いじめ判決書を用いた授業を行うに当たり、表4のような指導計画を立て、進めることとした。本時はその第2時に当たる。第1時では、生徒はいじめ判決書を読み、Cに対する加害行為を整理してきた。本時は第1時での学習内容を受け、本いじめ事案の責任の所在と学校生活を安全に過ごすために必要なことについて考え

表4 指導計画

時	学習内容	学習活動
1	○いじめ事案に関する裁判の判決書を読み、いじめの概要をつかみ、Cに対する加害行為を整理する。	・教師がいじめ事案に関する裁判の判決書を範読する。 ・いじめの概要をつかみ、Cに対する加害行為を整理する。
2 本時	○傍観者の立場になっていじめ事案を考える。 ○Cは大きなけがをしてしまったが、誰に責任があるのか考える。 ○この事件から学校で安全に生活するために教訓とすべきことは何かを考える。	・自分が周囲の同級生だったらどうするか考え、意見を全体で共有する。 ・このいじめ事案の責任の所在について考え、グループで話し合い、学級全体で共有する。 ・判決書を範読し、裁判所が下した法的判断を確認する。 ・本時の授業のまとめとして、この事件から学校で安全に生活するために教訓とすべきことは何かを考え、グループで話し合い、学級全体で共有する。
3	○いじめ問題を扱った授業を通して感じたことを記入する。	○一連のいじめに関する授業を通して感じたことを記入させる。

させる。展開前段では、いじめの4層構造の中の傍観者の立場になっていじめを考える。傍観者はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っているとされるが、中にはいじめをやめさせたいと思っていても、なかなか言い出せない生徒がいると考える。その傍観者に当たる周囲の人たちの立場になって被害生徒と加害生徒の心情を考えさせることで、本いじめ事案の責任の所在を考えさせる展開後段につなげさせたい。さらに責任の所在を考えさせた後に判決書を使用することで裁判所が下した法的判断を確認し、加害生徒の注意義務や責任を確認していきたい。本時のまと

めとして、話し合いや意見交流を通して高まってきた価値を、これからの学校で安全に生活するために必要なことを考えさせることで生徒の内面に印象づけさせたい。

また本時では、グループや学級全体で話し合う場面を設ける。このことで、自分の考えと他の生徒の考えを比較しながら聞いたり、グループで考えを共有し、その考えに至った理由を考えさせたりする活動を通して、多様な考えに気付かせたい。

5-4 表5 授業の実際

表5 授業の実際

生徒の活動	生徒の意見・考え	考察
1 いじめを知っていたり、見ていたりしていた生徒はどう思っていたのか考える。 自分が周囲の同級生だったらどうするか。 ↓ 学級全体で共有 ①「先生にいじめのことを伝えることで仕返しされないだろうか。」(生徒の発言に対する切り返しの発問) 2 いじめ問題の責任の所在について考える。 今回のいじめ事案の責任は誰にあるのだろうか。 ↓ 学級全体で共有 「いじめを知らなかった先生には責任はないだろうか」(生徒の発言に対する切り返しの発問) 3 実際にはどのような判決が下されたのか、判決文を読む。 4 学校で安全に生活していくために必要なことは何か考える。 この事件から学校で安全に生活するために教訓とすべきことは何だろうか。	① 親に相談する。 ② 先生に相談する。 ③ 友達に相談する。 ④ Cに話し掛ける。 ⑤ 関わりたくないのを、ただ見ている。 ⑥ 仕返しされるのが怖いので、何もできない。 ① される心配はあるが、いじめをなくすには大人の力が必要である。 ② チクったのではなく、相談しただけと言う。 ③ やはり仕返しされるのは怖い。 ① 被害生徒を含めた全員(A、B、J、K、C) ② 加害生徒(A、B、J、K) ③ 被害生徒C ④ 周囲の人 ⑤ いじめを知っていた人 ① BとJは体育の時間にCの背中をシャープペンシルの芯でつつき、体育の先生に注意されているので、いじめに気付いていた先生がいるはずである。だから先生にも責任はあると思う。 ② アンケートをとって調べなければならなかったもので、先生にも責任はあると思う。 ① いじめに対する意識を高める。 ② 人が嫌な思いをしないような行動をする。 ③ 自分の言ったことに責任を持つ。 ④ 言動に気を付けて学校生活を過ごす。 ⑤ 1人1人が正しい判断をして、責任を持った行動をする。 ⑥ 危険なことをしない。 ⑦ ルールを守って生活し、周りが気付いて注意できるような環境をつくる。	ほとんどの生徒が複数の考えを記入していた。①～③のように誰かに相談する考えや1人であるCに話し掛けるなどのいじめられているCを救済し、最終的には他の人の力を借りていじめの解決を目指す考えが多かった。しかし、⑤、⑥のように自分もいじめの被害に巻き込まれないように傍観するという正直な考えも出された。 全体で考えを共有した場面で、切り返しの発問を生徒に問い掛けた。仕返しに臆することなく、いじめの解決のために大人の力を借りながらもどうにかしたいと考える反面、実際に同じような状況になれば、やはり仕返しが怖いと考える生徒も見られた。 全体で考えを共有したり、切り返しの発問を織り交ぜたりしたことで、自分の考えと他の生徒の考えを比較することができ、考えを深めさせることにつながった。 もちろん加害生徒にも責任はあるが、いじめられていることを周囲に相談しなかった被害生徒Cにも責任があるという考えも出された。また、いじめを知っていて、止めなかった傍観者や観衆の生徒にも責任があるという考えも出された。この考えは、「生徒の活動1」で傍観者の立場でいじめをしっかりと考えたり、他の考えを聞いたことと、傍観者が被害生徒に対してどう振る舞えばよいかという考えが深まったからだと推測する。切り返しの発問を生徒に問い掛けたところ、教師にも責任があるという厳しい意見も出された。いじめの解決には大人を頼りにしていることがうかがえる。 裁判所が下した法的判断を確認し、加害生徒の注意義務や責任を確認することができた。また、「生徒の活動2」において考えた自分の考えと比較させることで、様々な視点で責任の所在を考えられることができた。 これまでの考えをもとに、各グループで「この事件から学校で安全に生活するために教訓とすべきこと」を話し合わせた。①はいじめそのものに対する考え、②～④は、自分自身の行動に対する考え、⑤～⑦は、全員を対象にした考えの3パターンに分類できた。話し合いの様子から、どのグループも安全に生活するためには、より良い人間関係を築いていくことが必要であることを認識したようである。

5-5 授業者の感想

判決書を活用し、授業を行うことで、同世代の生徒が関わっている実際に起きたいじめの裁判であることや判決書の中に書かれている加害生徒に対する具体的な責任を確認することなどを通して、生徒はいじめが身近なものと捉えることができ、より深い学びにつながったと考える。また、「いじめは絶対に許してはいけない行為である」ということを再確認できたことはもちろん、そのためには今後の学校や社会生活における自らの言葉や行動への責任、さらには学校で生徒が互いに安全に生活を送るために必要な思考力や判断力の向上につながったと考える。

5-6 分析方法

本事例研究では、児童生徒の加害行為による学校事故防止のための安全教育における本研究の教育内容・方法について検討するために質的統合法を活用する。感想文記述を分析することで児童生徒が修得した学習内容の要素を質的に抽出することが可能となり、本研究が示す安全教育の資質能力育成の指標と関連比較することができると判断したからである。

授業後に提出した28人分の生徒たちの感想文記述を分類し、オリジナルデータをその意味内容ごとに53に切片化した。その切片化した記述データをカードに起こし、ラベルを広げ、ラベルを分析した。同じような内容の意味を含むラベルを集め、分類したラベルをもとにしてグループ化し、それらのグループ化したラベルの内容をもとにして共通する内容をまとめた新しいラベルとしての表札づくりを行った。次に新しい表札をもとにして、上記のラベルのグループ化を繰り返した。2段階のグループ編成を繰り返して、最終的に6枚の最終ラベルに集約された。それらの最終ラベルの関係性に注目して空間配置を行い、ラベル間の関係性を示す関係記号と添え言葉をつけ、ラベルの内容を示すシンボルマークをつけて見取り図を作成した。見取り図をもとにして、関係構造を図式化したシンボルモデル図を作成した。

6. 研究の結果

6-1 データの分析

第1段階のラベル分類で切片化した記述データをもとに次の13の表札を作成した。「①授業を通して、いじめは絶対にやってはいけないと改めて思った。」「②いじめ事件では、いじめは上段やちょっとした遊びから発展してけがをしたり、どんどん大きくなり裁判にもなることを知った。」「③実際に起きた裁判で使われた判決書を使うことでより現実的に身近に深くいじめについて考え学ぶことができた。」「④自分が思っていたいじめよりもひどくて、強要などいじめの一つであることを実感した。自分が実際にされたら怖いだろうと思った。」「⑤他にも、難しいことだけど、いじめといじりの区別をはっきりさせることが、こういった事件を起こさないために必要なのではないかと感じました。」「⑥判決では、A、B、J、Kに責任があるということであったが、Cが挑発したり、強がったりしたのも良くなかった。」「⑦これからの学校生活に生かしていきたいと思った。」「⑧まだ、いろんなところでいじめがあると思うので、いじめをしないようにして被害者を助けたい。」「⑨今後、いじめの被害者の味方になり、加害者を止めてみようと思う。周囲の人も止めるべきだと思った。」「⑩いじめの事件を通してだれにいじめの責任があるのかを考えた。加害者だけでなく、周囲の同級生、被害者自身の問題についても考えを深めることができた。」「⑪身の回りでだれかがいじめられたり、嫌がらせをされたら、先生に相談していじめを防いでいこうと思った。」「⑫この授業を通して、普段から言葉・行動の一つ一つに責任を持ち、社会の中で生きていく判断力を身につけ、いじめが少なくなるように意識を高めて生活していこうと思う。」「⑬いじめをなくすためにどうすれば良いのか。『自分の言ったことに責任を持つ』『相談の大切さを学ぶ』などの意見が出て、みんなしっかりと考え、いじめへの意識が高まったと思う。」

なお13の表札に含まれない元ラベルが3枚あった。

第2段階では、「いじめは冗談やちょっとした遊びから発展し、けがをしたり、どんどん大きくなる。判決書を通して強要はいじめの一つに含ま

表6 シンボルマークとラベル

番号	シンボルマーク	最終ラベル	元ラベル（＊数字はデータ数）
I	いじめの内容についての具体的理解	いじめは冗談やちょっとした遊びから発展し、けがをしたり、どんどん大きくなる。判決書を通して強要はいじめの一つに含まれ、自分が予想していたいじめよりひどく、自分がされたら怖いだろうなと思った。	17-a いじめに関する授業を終えて、いじめは冗談から始まることが分かりました。冗談で言ったことが、だんだん悪化していじめになったことはやっている側は気づいていないと思います。(13)
II	判決書を活用した授業効果への肯定的な意見	実際に起きた裁判の判決書活用で、現実的に身近に深くいじめについて考え学ぶことができ、「自分の言動への責任」「命の大切さを学ぶ」などの意見交流がなされ、この授業でいじめへの意識が高まった。	20-a いつもはいじめと聞いても現実感がわからなかったけど、実際に起きた裁判で使われた判決書を読むと急にいじめが身近に感じてきて、(3)
III	いじめ責任追求を通じたいじめ理解	いじめの事件を通してだれにいじめの責任があるのかを考え、加害者に責任があるだけでなく、周囲の同級生、被害者自身の挑発や強がりなどの問題も良くなかったのではないかと考えを深めることができた。	28-a いじめの事件で、いじめの責任は誰にあるのかを考える時、A、B、J、Kだけでなく、周囲で見ていた人が悪いや、Cが「何でもする」や「余裕でできる」と言ったからCが悪いなど、全員に責任があるという意見もあり、人によって様々な考えがあるんだと思いました。(11)
IV	いじめをしないことの決意	授業を通して、いじめは絶対にやってはいけないと改めて思った。	4-a いじめに関する授業を受けていじめをしてはいけないと改めて思いました。(9)
V	今後の学校や社会生活で言葉や行動への責任、判断力などを高めていくことの決意	普段から、言葉・行動の一つ一つに責任を持ち、社会の中で生きていく判断力を身につけ、いじめが少なくなるように、いじめといじりの区別をはっきり認識できるように意識を高めて、学校生活に生かしていきたいと思う。	25-b この授業を通して私は、普段から言葉・行動一つ一つに責任をもって生活していこう。(10)
VI	身の回りで起こるいじめに対して先生に相談し、いじめ防止抑止への決意	まだ、いろんなところでいじめがあると思うので、身の回りでだれかがいじめられたり、嫌がらせをされたら、先生に相談して、被害者を助け、いじめを防いでいきたい。また、加害者を止めたり、周囲の人も止めるべきだと思う。	26-c 友達や誰かが嫌がらせをされたら、先生に話す勇気を持っていきたいと思います。(7)

れ、自分が予想していたいじめよりひどく、自分がされたら怖いだろうなと思った。」という最終ラベルを作成し、その記述内容から「いじめの内容についての具体的理解」というシンボルマークを作成した。また、「まだ、いろんなところでいじめがあると思うので、身の回りでだれかがいじめられたり、嫌がらせをされたら、先生に相談して、被害者を助け、いじめを防いでいきたい。また、加害者を止めたり、周囲の人も止めるべきだと思う。」の最終ラベルを作成し、それをもとに、「身の回りで起こるいじめに対して先生に相談し、いじめ防止抑止への決意」というシンボルマークとした。以上のように、他のラベルも同様に、グループ編成を2段階で実施し、表5のような最終ラベルとそこから抽出できるシンボルマークを作成した。

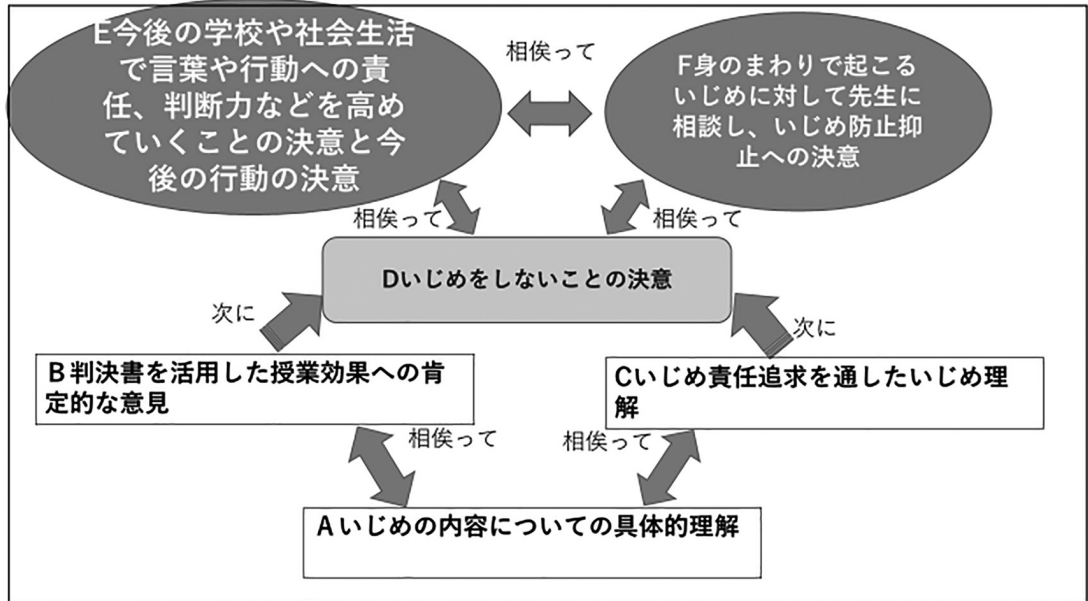
6-2 シンボルモデルズの考察

次にシンボルマークからシンボルモデル図（図

1）作成の考察を説明する。

(1) 図1の「A いじめの内容についての具体的理解」について説明する。本判決書を活用した授業では、裁判所の事実認定から飛び降りる強要することの意味を具体的に理解する。冗談やちょっとした遊びから発展して、飛び降りる強要すると後遺症を負う重大なけがとなること、そして裁判で損害賠償を請求されることもありうることを理解する。そして集団で一人の生徒を、継続して繰り返し強要することはいじめであり、たとえ飛び降りの現場にいなくても未必の故意として加害者としてみなされ、責任を追求されることを学ぶ。

(2) 「B 判決書を活用した授業効果の肯定的な意見」について説明する。実際に起きた裁判で使われた判決書を活用することで、生徒たちは現実的に身近に深く「いじめ」について考え学ぶことができる。いじめをなくすためにどうすれば良いのかについて考え、自分の言動に責任を持ち、命の大切さを学ぶなど、学級全員でいじめについて



＜図1 飛び降りを強要した判決書教材活用授業による感想文分析シンボルモデル図＞

しっかりと考え、いじめへの意識が高まる。

(3)「C いじめ責任追求を通したいじめ理解」について説明する。この授業では、いじめの責任はだれにあるのかを考える。責任を追求することが、加害者だけでなく、学校教師、周囲の同級生、被害者自身の問題についても考えを深めることができる。特にこの事件では、被害者自身が挑発したり、強がったりした場面があり、自分自身の言動に注意して生活していくことについて学ぶことができる。

(4)「D いじめをしないことの決意」について説明する。この授業におけるいじめ理解を通して、いじめは絶対にやってはいけないと改めて再確認し、その決意を喚起することができる。

(5)「E 今後の学校や社会生活で言葉や行動への責任、判断力などを高めていくことの決意と今後の行動の決意」について説明する。本授業で学んだことを学校生活に生かしていこうとする姿勢を育成できる。授業によって、普段から言動や行動に責任を持ち、社会や学校生活において判断力を身につけていこうとする意識を高める。

(6)「F 身のまわりで起こるいじめに対して先生に相談し、いじめ防止抑止への決意」について説明する。この授業では、今後の学校生活において

本判決の事例のようないじめに対して被害者を援助し、先生に相談して、いじめ防止抑止を実現することを決意する。

本判決書教材を活用した授業における学びの要素には、シンボルモデル図の各A～Dのシンボルマークから抽出できるが、それぞれの学びは関連し合いながら、特に今後の決意につながっていることがわかる。それは、これまでの自分自身の行動を振り返り、さらにその自己省察や反省を踏まえて今後への行動に生かそうとしているところに特色があるように思われる。これまでの研究によるその他の判決書教材を活用した授業と比較すると、今後の行動への決意を示す感想記述が多く、この授業は理解だけでなく、態度や行動につなげる可能性を秘めていると思われる。

7. 本研究が期待する安全教育の資質・能力育成との関連

本研究では、安全教育の資質能力について、「ア 災害発生以前における危険認識・回避能力の育成、イ 災害事例を通して災害全体の原因と責任等の認識力を深め、災害を防止する能力の育成、ウ 加害行為による争いを平和的に解決する思考力判断力の能力育成、エ 自らの安全および周囲の人の安全

を守ろうとする意識および姿勢態度能力の育成」と定義づけた。

本研究で抽出された最終ラベルとシンボルマークを上記の4つの資質能力と関連づけると次の三つが言えるのではないかと考えられる。

(1) 図1のシンボルモデル図を見ると、生徒たちの学習要素は、本判決事例をもとにした強要といういじめについての具体的内容の学びであった。冗談やふざけのつもりでも集団で飛び降りる強要すると共同不法行為と判断され、実際に飛び降りの場面にいなくても未必の行為として加害者となり責任を負わされること、2階のひさしから飛び降りると後遺症を生むような重大なけがを負ってしまうことを学ぶ。このことは、具体的な事例を通した「①災害発生以前における危険認識・回避能力の育成」につながる。

(2) 生徒たちの考察は、強要という本事例のいじめについてその原因と責任をさぐっていた。加害者の生徒4人については、責任が大きいと考える生徒が多かったが、一方で周囲の同級生が何もしていないこと、学校教師の対応への批判もあった。また、被害者自身の問題について取り上げ、挑発したり、強がったりしたことも良くなかったと考える生徒も多かった。その考察が、いじめは絶対にやってはいけないことであることを再確認させ、いじめ防止の決意につながっていた。それらの考察は②「イ災害事例を通して災害全体の原因と責任等の認識力を深め、災害を防止する能力の育成」と重なる。

(3) 「B判決書を活用した授業効果への肯定的な意見」については、「実際に起きた裁判の判決書を使うことで、より現実的に身近に深くいじめについて深く考え学ぶことができた」という感想記述が見られ、学級のみならずしっかりと考え、いじめへの意識が高まったという記述が見られた。また、「C いじめ責任追求を通したいじめ理解」においても、責任追求を通して、いじめ防止・抑止について考察を深めた。これは、「加害行為による争いを平和的に解決する思考力判断力の能力育成」に関連している。

(4) 最終ラベルの「D いじめをしないことの決意」「E 今後の学校や社会生活で言葉や行動への責任、判断力などを高めていくことの決意」「F 身

のまわりで起こるいじめに対して先生に相談し、いじめ防止抑止への決意」については、今後の学校生活において生徒たちはいじめ防止抑止を決意し、意識を高めることができた。

これは、「④自らの安全および周囲の人の安全を守ろうとする意識および姿勢態度能力の育成」につながっている。

以上の関連分析から、本判決書教材を活用した授業は、生徒たちの感想文記述分析による学びの要素抽出から本研究が期待する安全教育の資質能力育成と大いに関連があることがわかった。

8. 本研究の成果と課題

本研究は、児童生徒等の加害行為による事故に関する判決書教材である「冗談のつもりで友達に強要した結果」(東京高裁平成30年3月28日判決)を活用した授業実践を取り上げ、授業後感想文の分析を行なった。本事例をもとにして、判決書教材を活用した授業が、安全教育としての学習内容、方法として可能性や課題を内包するかを明らかにしようとした。

分析の結果、本授業には学習内容の要素として大きく6つがあることが分かった。「A いじめの内容についての具体的理解」、「B 判決書を活用した授業効果への肯定的な意見」、「C いじめ責任追求を通したいじめ理解」、「D いじめをしないことの決意」、「E 今後の学校や社会生活で言葉や行動への責任、判断力などを高めていくことの決意と今後の行動の決意」、「F 身のまわりで起こるいじめに対して先生に相談し、いじめ防止抑止への決意」である。本事例では、特に今後の決意につながっていることがわかった。これまでの自己省察や反省を踏まえて今後への行動に生かそうとしていくところに特色があった。これまでの事例研究と比較すると、今後の行動への決意を示す感想記述が多く、この判決書教材を活用した事例は理解だけでなく、態度や行動につなげる可能性を秘めていると思われる。

また、本研究が期待する安全教育の資質能力の「A災害発生以前における危険認識・回避能力の育成」、「イ災害事例を通して災害全体の原因と責任等の認識力を深め、災害を防止する能力の育成」、「ウ加害行為による争いを平和的に解決する

判決書教材を活用した安全教育についての事例研究
—相手へのいたずらや嫌がらせ的な事故を防ぐ—

思考力判断力の能力育成」、「エ自らの安全および周囲の人の安全を守ろうとする意識および姿勢態度能力の育成」との関連で分析すると、シンボルマークは4つの資質能力育成と関連していることが分かった。本判決書教材を活用した安全教育としての授業実践は、安全教育の資質能力育成に貢献できる可能性があると考えられる。

表1, 2で示したように、安全教育に関わる判決書教材の一覧はすでに準備されている。今後は、それらの判決書教材を活用した授業実践を行い、より一層の事例を増やすことで、本判決書教材を活用した安全教育の効果と可能性を明らかにしていくことが今後の課題となる。それらを踏まえて、判決書教材を発達段階に応じた系統性のあるものに改善していくことも求められよう。

【付記】

本研究は、令和元年度科学研究費助成事業「安全学習の総合的研究—判決書教材活用によるプログラム化と授業開発—」研究課題/領域番号(17K04877)研究種目(基盤研究(C))の研究成果の一部です。

参考文献

- 1 蜂須賀洋一「学校事故裁判事例を活用した安全教育の実践的研究Ⅰ」2018、「学校事故裁判事例を活用した安全教育の実践的研究Ⅰ」2019、『上越教育大学研究紀要』38-2、39-1
- 2 新福悦郎『いじめ問題関係判決書の教材開発といじめ授業』専修大学出版局、2018
- 3 新福悦郎・蜂須賀洋一「児童生徒の加害行為を原因とする学校事故を防止するための判決書教材を活用した安全教育についての事例研究—授業中に鉛筆で目を突いた判決書教材活用授業による感想文を分析して—」『石巻専修大学研究紀要』31,53-62
- 4 蜂須賀洋一・新福悦郎「判決書教材を活用した安全教育の教材開発とプログラム化」2020、『上越教育大学研究紀要』39(2),343-353
- 5 新福悦郎・蜂須賀洋一・上猶覚・山元研二・小松隆・萩原和孝・松本卓也・白井克尚『安全学習の総合的研究—判決書教材によるプログラム化と授業開発—』2020、(科学研究費補助金、基盤研究C、研究実績報告書、研究代表者新福悦郎)
- 6 山浦晴男『質的統合法入門』医学書院、2012